仕 様 書

- 1 委託業務名称
 - 地域防災対策事業 地区防災計画 (リーフレット版) 編集業務委託
- 2 履行期間

契約日~令和8年2月27日

3 紙面様式

東成区11地域分

- ・折り込みリーフレット版(1地域)4ページ:全面カラー 11地域分 (A3 サイズ二つ折り A4 サイズ 4ページ)
- ※ただし、製作ページ数に変更が生じた場合は別途双方協議のうえ、契約を変更する。

4 業務内容

- (1) 東成区における各連合地域の地区防災計画(リーフレット版)紙面の編集(デザイン・レイアウト・タイトル・イラストカットの作成・文章校正など)の一切
- (2) 校正、カラーカンプの作成(当区マスコットキャラクター「うりちゃん」を元にしたカットの作成を含む)
- (3) キャッチコピーの制作
- (4) 当区指定原稿の作成
- (5) 画像ファイル(JPEG形式)作成
- (6) 完成データ、保存用データの作成

5 企画編集等

(1) 資料提供

【基本ページ】表面2ページ

当区から提供するリーフレット案を基に、各地域分の資料を作成。

【図面ページ】中面2ページ

当区発行の防災図面、及び現状の各連合地域で作成した地区防災計画図面を参考に編集を行う。

《参考》大阪市東成区:東成区防災マップ (...>防災>防災マップ・水害ハザードマップ) ※今年度版については、契約相手方へ直接提供する。

(2)編集

- ・掲載内容の書体、級数、組み方は、読みやすい紙面を心掛け、ユニバーサルデザインの考え方に基づいて編集すること。
- ・当区からの原稿等に基づき、デザイン・レイアウトを行うこと。また、作成にあたって必要な資料の収集等を行うこと。
- ・必要な箇所(当区の指示する箇所)においては、画像ファイルを JPEG 形式で作成

すること。

用途:ロゴや記事を作成資料に活用するため。

(3)校正

- ・原則としてゲラへ朱書きで提出する。〔一部、Word・Excel・JPEG等のデータを記憶媒体(USBメモリー等)で提出する場合あり。〕または、ゲラをデータ化し、メールで送付する。
- ・初校以降、校正作業完了後は速やかに紙面の PDF データを作成し、当区に提出すること。また、校了まで校正作業は繰り返し行うこと。
- ※当区の都合により、校正の途中で見出し及び記事の変更・組み替え、写真・イラスト・見出しの差し替えをすることがある。
- ※各地域の編集日程については、契約後別途調整する。

6 納品

原則として下記ア〜エを校了後当区へ、記憶媒体(CD-R、DVD-R)に保存し納品すること。

なお、記憶媒体については、納品する際、必ず最新のパターンファイルに更新されたウイルスチェックソフトを使ってウイルスチェックを行うなど、当区の環境にコンピュータウイルスを侵入させないための処置を講じること。

ア 校了紙面のカラーカンプ 2部

- イ 最終校正を反映した完成データ [AI ファイルでアウトライン済みとアウトライン前のもの。ファイル圧縮はしないこと。]
- ウ (マスコットキャラクターポーズ等を作成した場合)保存用データ [AI ファイルでアウトライン済み・アウトライン前のもの及び JPEG ファイル。ファイル圧縮はしないこと。]
- エ 紙面各ページの PDF データ (各ファイルサイズ 1 MB 以内とする)

7 業務の完了

業務完了後、編集業務の完了報告を提出すること。なお、様式及び記載内容は本市との協議のうえ、定めることとする。

8 契約金額

(1) 価格

契約価格は、紙面の編集・レイアウト、カラーカンプ作成に関する経費など、 本業務に関する一切の経費を含めるものとする。

(2) 支払い

受注者からの請求に基づき、部分払いをすることができる。支払いについては、 履行確認後に支払う。

- 9 再委託等に関する取り扱いについて
 - (1) 本委託業務における「主たる部分」とは次に掲げるものをいい、受注者はこれを 再委託することはできない。

ア 委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判 断等

イ 東成区地区防災計画編集業務

- (2) 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。
- (3)受注者は、第1項及び第2項に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。
- (4) 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、受注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の3分の1以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。
- (5) 受注者は、業務を再委託に付する場合、書面により再委託の相手方との契約関係 を明確にしておくとともに、再委託の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務 を実施しなければならない。

なお、再委託の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

10 その他

- (1) 上記仕様を変更する場合は、その都度、双方協議のうえ決定する。
- (2) 突発的な事由等による記事や写真、イラスト等の修正、差し替えが発生した場合は、すみやかに双方協議し決定する。
- (3) 本業務を通じて知りえた情報を第三者に漏らしてはならない。
- (4) 当区が提供した原稿、写真、イラスト等は使用後すみやかに返却すること。
- (5) 記憶媒体を使用する際の持ち運びについては、施錠できる専用のケースに入れ て厳重に管理し、絶対に紛失のないようにすること。また、受け取りに際しては、 持出管理簿を作成すること。
- (6) 成果物に係る使用権及び著作権(著作権法(昭和45年法律第48号)第21条から第28条までに規定する権利をいう)は、当区に帰属するものとする。
- (7)本地区防災計画は、区内全世帯に配布するものであり、非常に影響の大きい印刷物であるので、本仕様書のとおり厳重に履行すること。
- (8) 受注者は、本業務が本市の事務又は事業を実施する事業者であることから、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号)に基づき大阪市が定めた「大阪市における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」を踏まえ、過重な負担が生じない範囲で、障がいのある人が障がいのない人と同等の機会が確保できるよう環境への配慮に努めるとともに、障がいのある人の権利利益を侵害することとならないよう、個々の場面において必要とする社会的障壁の除去について、合理的な配慮の提供に努めなければならない。
- (9)契約書や仕様書に定めのない事項については、その都度、双方協議のうえ定める。
- (10) 契約締結後に本仕様書に疑義が生じた場合は、当区の解釈に従うこと。

11 問合せ先

〒537-8501 大阪市東成区大今里西2丁目8番4号 大阪市東成区役所 市民協働課 防災担当 神代・塩田

電話:06-6977-9042 FAX:06-6972-2738

Eメール: tn0002@city.osaka.lg.jp